

「カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト」報告

日弁連は一九九五年からカンボディアの司法支援に取り組んでいるが、年々その活動は活発化し、二〇〇三年一月には、JICA（国際協力事業団）との共同プロジェクトで、首都プノンペンに弁護士養成校を開設するに至った。

本特集では、日弁連におけるカンボディア司法支援活動の第一人者である矢吹会員及び同養成校の事務局長であるプン・ホン氏に、それぞれ
の立場から、カンボディアにおける同校開設までの経緯及びその運営の現状についてご報告いただき、最後にJICAの当プロジェクト担当者から今回のプロジェクトの意義について述べていただく。また、実際に支援活動に携わる弁護士の奮闘ぶり（苦勞話）も別途掲載したので、是非併せてご一読いただきたい。

- 一 はじめに
- 二 カンボディア王国の司法制度
- 三 カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA小規模開発パートナー事業）
- 四 カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）
- 五 あとがき

一 はじめに

最近、日本でも、発展途上国を中心とする外国への法整備に関



東京弁護士会会員
矢吹 公敏
Yabuki, Kiminobu

する支援活動が活発化してきた。この分野では以前から、経済法を中心に各省庁が助言を単発とするなどの活動は行われていたが、民法、民事訴訟法といった基本法の起草や法律家の養成といった司法の根幹に対する援助活動は最近の五、六年のことである。二〇〇一年六月に発表された政府司法制度改革審議会の最終意見書でも、アジア諸国に対する法整備支援に関する記載があり、この分野での司法界をあげての取り組みが期待されているところである。

日本弁護士連合会（「日弁連」）では、以下に述べるように、一九九五年以来この分野での活動を積極的に展開してきたが、本稿は、日弁連が二〇〇一年から二〇〇二年にかけて実施した国際協力事業団（Japan International Cooperation Agency）（「JICA」）の小規模開発パートナー事業によるカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトおよび二〇〇二年から実施しているJICA開発パートナー事業を利用した同名プロジェクトについて、日弁連会員に報告することを目的としている¹⁾。

(1) 筆者は、日弁連国際交流委員会副委員長として以前から日弁連の実施する司法支援プロジェクトに関与してきたが、今回は両プロジェクトのプロジェクトマネージャーとして参加している。それ以前のカンボディア王国での日弁連および弁護士活動については、上柳敏郎会員「カンボジアの新生弁護士に支援を」（「季刊刑事弁護」一九九五年第五号一七六頁以下）、拙稿「国際司法支援と弁護士会—カンボディア司法支援研修を例として」（「自由と正義」一九九六年二月号一四頁以下）、桜木和代会員・山田洋一会員との共著「国際司法支援の様々なかたち—カンボディアで汗を流した弁護士たち」（「自由と正義」一九九九年八月号一四頁以下）、「国際司法支援と弁護士」（「自由と正義」一九九九年一〇月号四四頁以下）、「日弁連における法整備支援」（「法律のひろば」二〇〇一年一〇月号一八頁以下）を参照していただきたい。

二 カンボディア王国の司法制度

カンボディアでは、ポル・ポト政府による知識人の大量虐殺の結果、同政府が倒された段階で裁判官など司法に携わる関係者が

数名しか残っていなかったと言われている。この歴史的事実が現在の司法の現状に与える影響は計り知れない。

新憲法のもとで三権分立が規定され、司法制度が作られた。しかし、裁判官などの司法官職および弁護士には、当時残っていた知識人である学校の教員などが就任したが、十分な法学教育を受けていないことから、裁判実務に混乱を生じた。また、裁判官が判断の基礎とすべき法律の整備がなされず、その結果シアヌーク時代の旧民法などが裁判規範として利用され、また判例の集積もなく、裁判は個々の裁判官の判断によるところが大きい。

弁護士については、UNTAC時代に大量の刑事裁判を処理する必要から、ディフェンダーと呼ばれる刑事代理人が任命されたが、その地位を巡りその後、弁護士会ともめることとなった。弁護士制度は、一九九五年に弁護士法が制定され、弁護士会の自治が保障された。しかし、弁護士の育成は進んでいないはず、現在でも、弁護士の数は、登録数で約二三〇名で、実働では約一八〇名にしかない。特に、地方での弁護士の過疎化は深刻であり、弁護士がいない州もある。こうした現状で、弁護士の育成と教育が急務であるといえる。

カンボディアの司法制度は、旧宗主国であるフランスの影響が色濃く反映されている。例えば、刑事訴訟法には同一事件の民事紛争も同時に解決する付帯私訴という制度が存続する。また、司法官職も、裁判官と検察官が、同一職として育成される反面、前

述のように弁護士制度は分離している。現在、カンボディアでは裁判官および検察官の司法官職養成校の設立準備中であるが、その対象に弁護士は含まれていない。

三 カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA小規模開発パートナー事業）

1 事業の概要

日弁連では、前述の二〇〇〇年一月にJICAの法整備支援プロジェクトの一環として実施されたセミナーの経験を踏まえて、二〇〇〇年度から始まったJICAの小規模開発パートナー事業を申請し、その第一号として承認され、二〇〇一年七月からカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトを開始した。

前述のようにカンボディアでの弁護士の育成は急務である。そこで、日弁連ではカンボディア王国弁護士会と協議した結果、弁護士継続教育プロジェクトを実施することとし、上記JICA小規模開発パートナー事業を申請したのである。また、日弁連では従来からカンボディアでの法律扶助制度に強い関心があり、法律扶助制度の制度提案もプロジェクトに盛り込むことにした。そこで、同プロジェクトは、カンボディア王国弁護士会をカウンターパートとして、弁護士継続教育セミナーの開催および法律扶助制度の制度提案を内容としたプロジェクトとなった。後者は、貧困

層への司法サービスの機会保障 (access to justice) の視点から、カンボディア王国における法律扶助制度の確立に向けた制度調査および将来の提言が主たる事業であり、二回の派遣団を送り、現地での調査、関係団体との協議を実施した。

日弁連では、年間を通してプロジェクトを安定的に実施するための組織作りを行った。また、セミナーは日本語・クメール語で行われるため、セミナーの成功のためには有能な通訳の存在が欠かせない。その点、諏訪井廉、那須芳恵という優秀な通訳の方を得ることができたことはプロジェクトにとって幸いであった。

また、同時期にカナダ弁護士会およびフランスのリヨン弁護士会がカンボディア王国弁護士の養成プロジェクトを企画していたことから、日弁連を含む三弁護士会によるユニークなプロジェクトとなった。三弁護士会は、プロジェクト開始に当たりプロジェクト進行方法、日程などについて打ち合わせるとともに、資料の共用、情報の交換など適宜討議した。

2 弁護士継続教育セミナー

(一) プロジェクト目標

日弁連では、弁護士継続教育セミナーの上位目標を「法の支配を担うカンボディア王国弁護士の育成」に置き、実際のプロジェクト目標を「カンボディア王国弁護士の継続教育が実施され、同国弁護士の質と能力が向上する」という点に置いた。そして、そ

のためのプロジェクトの成果として、①充実したセミナーが継続的に実施されたこと、および②セミナーのレジュメ集を作成し、将来の資料とすること、を期待した。

(二) セミナーの準備・内容

日弁連では、前述のようにJICAの重要政策中枢支援プロジェクトでカンボディアの民法および民事訴訟法の起草支援を行っていること、弁護士継続教育では裁判実務の研修がまず必要であると考えたことから、JICAおよび民事訴訟法起草チーム（チームリーダー竹下守夫駿河台大学学長）の了解を得て、起草中であった同国の民事訴訟法の案文を資料として、「民事訴訟における弁護士の役割」をテーマに合計三回のセミナーを実施することとし、またカナダ弁護士会およびリヨン弁護士会との調整の結果、「弁護士倫理」をテーマとして一回のセミナーを開催した。

セミナーを進める方法についてはプロジェクト開始と同時に講師が集まり検討した結果、以下の要領で行うこととした。

- ① 新たな民事訴訟法案を利用するが、手続をいくら説明しても理解を十分得られるとは考えられないので、当事者主義と職権主義、争点整理、訴状、答弁書および準備書面の書き方など民事訴訟法の基礎的考え方を講義する。

- ② 午前中はレジュメを利用した講義とするが、午後は参加型の講義とし、簡単な事例検討を実施する。

参加型講義としたのは外国企業などではよく従業員教育のため

にワークショップやロールプレイを取り入れ成果を上げていることから、事例研究に参加することで午前中の講義の内容を少しでも理解することができればよいと考えたからである。

私も参加した第一回セミナーの際には、簡単な事例をもとに参加者約七〇名を六つのグループに分け、事例に基づき第二日目は訴状に記載する請求原因事実、第三日目は答弁書に記載する抗弁事実を四〇分ほど検討してもらい、その結果を模造紙に記載させる。その後で、各グループの代表者に模造紙を示して発表してもらい、参加者全員で講評するというものである（合計六グループの発表が行われる）。第一日目は、新堂幸司会員の民事訴訟の考え方についての講義と会場への質問・回答というソクラティックメソッドによる講義が行われた。実施してみて、参加型の講義は大変有効であるという印象を受けた。回答をみても、主張の整理を行わず、すべての生の事実を書き込むグループもあり、また争点となる事実とは全く関係のない法律上の主張を書き入れるグループもあり、講義する側にとっても大変参考になった。三日間のセミナーを終えて素直な感想は、同じ参加者が第一日目と最終日では講義の理解度、質問に回答する内容が格段に進歩していることに驚いたことである。最終日には、日本の研修所で行われている要件事実の整理を利用して、事実の法的分析を行ったが、簡単な事例で、請求原因事実、それに対する認否、抗弁事実、それに対する認否、再抗弁、それに対する認否に分けて事実を分析する参加者も出る

ほどであった。また、事実の分類でも主要事実、間接事実、補助事実の分類にも理解を示した参加者がいた。

まとめると、

- ① 講義は、基本を繰り返し説明することが重要であること、
- ② 参加型講義は、参加者の理解を進める上で有効であると同時に、講義する側にとっても参加者の理解を図る上で大変有効であるということ、

今回の弁護士継続教育セミナーでは、四回を通じてこの手法を採用した。

最後に、セミナーの日程であるが、午前は八時半から一五分の休憩を挟んで一二時まで行われ、午後は二時からやはり一五分の休憩を挟んで五時まで行われた。期間は三日間であったが、ちょうどよいと感じた。カナダ弁護士会は五日間のセミナーを行ったが、仕事を抱えての参加という点で五日間は長いという話も聞いた。会場は、フランスの厚意で、三弁護士会のセミナーのすべてをフレンチカルチャーセンター^③で無料で実施することができた。

(三) セミナー評価と評価指標

私は、以前からこうした国際支援には的確な評価が欠かせないと言ってきた^③。二年前に法整備を行っている国際機関調査のため米国を訪問した際にも、US AIDや世界銀行などで評価方法について質疑し、大変有益な示唆を得た。その際、感じたのは

法整備支援の評価指標（インディケーター）として極端に数値化された指標は有効かという疑問である。例えば、US AIDで聞いた話として、人権教育の指標の一つとして一定期間に何回人権に関するテレビ広告が流れているかというものがあったが、果たしてそれが人権教育の効果評価指標として有効か疑問に思った。

結局、

- ① できるだけ客観的な指標（数値化できるものは数値）を用いる、

② それ以外にプロジェクト実施者・カウンターパート・受益者からの聞き取りを行う、

- ③ プロジェクト評価は、プロジェクト実施者以外でその分野に造詣がある第三者が行う、

という点が重要である。米国企業では、定期的に本社の監査人（オーディター）が事業を評価する仕組みが確立しているが、大変参考になる。

今回のセミナーでは、評価手法として、①セミナー参加者の人数、②セミナーでの参加者からのアンケート結果、および③講師・事務監理担当者からのレポートを採用した。また、外部監査は行われなかったが、ちょうどJICAの平和構築の調査団が、カナダと共同でカンボディアでのJICAプロジェクトの評価を行い、日弁連の弁護士継続教育セミナーもその一つに取り上げられたことは幸いであった。

①のセミナー参加者は、常時六〇名から八〇名を数え、カンボディアの弁護士約三分の一から半数が出席しており、高い出席率を維持した。また、アンケートの結果でも、八五パーセントから九五パーセントが理解できたという結果で、それをそのまま鵜呑みにはできないが、満足できる数値である。また、講師・事務監理担当者からのレポートでも効果が実感できたとする意見が多かった。結論として、今回のセミナーは成功したのではないかと考えている。

また、プロジェクトの結果は、二〇〇二年五月に日弁連が行った国際司法支援に関する研修会で報告された。同報告会には、日弁連関係者だけでなく、JICA、法務省、大学、民間企業からも参加があり、多くの質疑・討論が行われた。そうした第三者を含めた報告会の実施も、評価機会の提供という点で重要であると実感した。

(四) 修了式

セミナーは結局、日弁連四回、カナダ三回、リヨン一回と合計八回行われ、二〇〇二年の三月一五日に修了式を行った。修了式には、日本の篠原公使のほか、フランス大使、カナダ大使が列席し、司法省からもスイ・ヌー次官をはじめ数人が参加した。

式典では、参加率が高かった参加者に修了証が一人一人手渡された。その中にコンポンチュナン州から来た高齢の弁護士がいたが、彼の笑顔が忘れられない。その晩は、ニューブ・シントン司法

大臣も参加して盛大なパーティが川縁のレストランで行われ、同一年間の労をねぎらい、また友情を確かめ合った。

(五) 他のドナーとの共同プロジェクトのあり方

今回は、日弁連、カナダ、リヨンの三弁護士会による共同プロジェクトであったが、そうしたいわばドナー協調型のプロジェクトの良い点と念頭に置くべき点を記載したい。

ドナー協調の利点は、以下のとおりである。

① ドナーそれぞれが得意な分野を担当し、全体として包括的な支援ができる。例えば、今回のプロジェクトでは、日弁連は現在JICA民事訴訟法起草チームが起草中のカンボディア王国新民事訴訟法の条文を利用して民事弁護を講義したが、カナダ弁護士会は日本ではなじみのないAdvocacy（弁護士術）やCommunications with Clients（依頼者とのコミュニケーション）を担当し、相互に補完するセミナーをすることができた。

② 財務的負担を分配できる。今回も、八回のセミナーを一つの弁護士会で実施することのできるファンドほどの弁護士会にもなかったが、各弁護士会が各セミナーの費用を負担することで八回のセミナーが可能となった。

③ 施設利用などが効率的に行われる。今回のセミナーでもリヨン弁護士会が参加したことで、フランスがフレンチカルチャーセンターを会場として無料で提供してくれた。

- ④ 人材の効率的な投入が可能となる。①とも関係するが、ドナー間で適材をプロジェクトに投入することができる。
- ⑤ ドナー同士が情報交換・交流を通じて良い経験を積むことができる。今回でも、カナダ弁護士会やリヨン弁護士会との打ち合わせを通じて、テキスト・カリキュラム作り等の面で参考になることが多かった。また、カンボディア王国弁護士会との費用に関する交渉の際にも、各弁護士会の交渉結果で一番良い結果を全体で共有できた。
- ⑥ 複数ドナーのプロジェクトは、注目を集めやすく、宣伝効果がある。今回のセミナーでも、修了式の際にカナダ・フランスの各大使、日本の篠原公使が出席したことで現地のマスコミも大きく取り上げた。また、世界銀行や他の援助機関からも評価を受けたと思う。
- 反面、ドナー協調には、次のような問題点がある。
- ① 一つのドナーの意見が通らない場合があり、また意見の調整が困難な場合がある。今回のプロジェクトでも、話し合いの結果カナダ弁護士会が用意した事例を利用して講義することになったが、事例が複雑でセミナー参加者が理解することができず、結局使用しなかった。
- ② スケジュール調整に支障を来すことがある。今回も、打ち合わせで決めた一年間の予定を、他の弁護士会のスケジュール変更により変更せざるを得なくなった。

③ 特定のドナーが突出するとプロジェクトに大変支障を生じる。幸いにも、今回のプロジェクトには進行に支障を生じるような問題はなかった。また、成果は三弁護士会の共同成果として内外で評価された。

以上のような、利点・問題点もあるが、国際舞台で日本の支援が評価されるためには、このようなドナー協調プロジェクトに参加し、その中で中心的な役割を果たすことも一つの方法であると思う。今回のプロジェクト終了後も、カナダ弁護士会、リヨン弁護士会とは後述する弁護士養成校の支援で継続的に意見交換している。

(2) JICA小規模開発パートナー事業とは、NGOなどの団体が開発途上国で実施するプロジェクトをJICAが支援しJICA事業として実施する形態の事業であり、期間は一年間で事業規模は一〇〇万円を目安とする比較的小規模の事業が予定されている。二〇〇〇年度にNGO、地方自治体、大学などから八一件の提案があり、日弁連のカンボディア王国弁護士会プロジェクトを含め一九件が候補案件として採択された(JICA発表による)。

(3) 上柳敏郎会員が、長年同国の法律扶助団体の一つであるLegal Aid of Cambodia (LAC)の理事を務めていた。

(4) セミナー日程は以下のとおりであった。

- 第一回 二〇〇一年七月二日～四日 テーマ 民事弁護実務「訴状および答弁書」講師 新堂幸司、桜木和代、矢吹公敏の各会員、事務監理 田中みどり会員
- 第二回 二〇〇一年十一月一日～四日 テーマ 民事弁護実務「証拠調べ」講師 吉野正、赤羽貴、上野福津子の各会員、事務監理 宮家俊治会員
- 第三回 二〇〇二年一月二五日～二七日 テーマ 民事弁護実務「上訴」講師 国谷史郎、紺谷宗一の各会員、事務監理 田中みどり会員

第四回 二〇〇二年三月一三日、一五日 テーマ 弁護士倫理 講師

内田晴康、池内権利の各会員、事務監理 田中みどり会員

(5) 法整備支援活動も、他の国際的プロジェクトと同様、プロジェクトを適切な方法で評価し、将来の継続的プロジェクトの発案、推進に評価結果を利用する必要がある。また、説明義務（アカウンタビリティ）の観点からは、このような評価結果を公表することも求められてよい。ただ、プロジェクト評価の指標づくりには慎重を要する。間違った指標に基づく評価はかえってプロジェクトを台無しにする可能性がある。

(6) 日弁連は、当初発展途上国で散見されるように、セミナー参加者に日当を払うことを考えたが、カナダ弁護士会が不要との見解で、結局日当を支払わなかったが、それにもかかわらず、この参加率は関心の高さを物語っているといっていると思う。ただし、地方の弁護士には参加のための交通費・一部日当を支給した。

(7) カンボディア商業省次官であるソク・シバナ氏の「Formation of Legal And Judicial Reform Strategy For Cambodia」(二〇〇二年)という文献でも、それまでの弁護士向け教育プロジェクトは表面的で効果はなかったと辛口の評であるが、カナダ、リヨン、日本の三弁護士会の共同プロジェクトについては、包括的であり評価すべきものであるとの評価を得た。

四 カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）

1 プロジェクト開始までの動向

国際的な司法支援活動は人づくりでもあり、継続的に実施しなければ成果を得ることは難しい。日弁連では、前述のJICA小規模開発パートナー事業の成果を踏まえ、さらにカンボディア王国弁護士会に対する支援を継続するために、二〇〇一年JICA

の開発パートナー事業^①に申請した。その結果、二〇〇〇年度には二八件の案件の提案があり、そのうち五件が採択され、日弁連のカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトもその一つとして採択された。

事業内容を決定するに際して、検討した点は以下のとおりである。

① プロジェクト上位目標は、「法の支配を担うカンボディア王国弁護士の育成」および「法的サービスへのアクセスを向上させ法の支配を実現すること」とした。そして、その指標として、充実したトレーニングを受けた弁護士の増加および適切な法律扶助制度が構築されること、とした。公平かつ適切な裁判によらなければ義務を負わされ、権利を剥奪されないという法の支配の実現のためには、様々な手段を講じなければならぬが、裁判で当事者の側に立ってその人権を擁護し、法的助言を行う弁護士の育成・増員は一つの柱である。また、費用面で裁判を受けることができない貧困層への司法アクセスの保障のために、法律扶助制度を確立することも重要な柱となる。以上の視点のもとで、事業を進めることとしたのである。

② 具体的には、二〇〇二年一〇月に開校する弁護士養成校への技術支援、同校で行われるリーガルクリニック^②への技術援助、現在の弁護士に対する継続教育、さらに女性弁護士の

育成を通じたジェンダー問題に対する技術支援の四プロジェクトを柱として支援をする。プロジェクト全体を分けることは、投入資源の分散化を招くのではないか、との危惧もあったが、いずれも相互に関連性が強く（例えば、リーガルクリニックは、法律扶助に関する協力であると同時に弁護士養成校でのトレーニング教育も兼ねている）、相互補完性があるとの判断で維持することとした。

③ 三年間の長期のプロジェクトであるので、プロジェクト実施体制の確立が重要である。具体的には、プロジェクトマネージャー、プロジェクトの意思決定機関としての支援委員会（そのメンバーがカンボディア側との共同調整委員会（Joint Coordinating Committee）のメンバーとなる）、四チームのチームリーダーおよびメンバー、事務監理を行う事務監理チームという構成となった。特に、経理面での事務の効率および透明性を高める上で、外部の経理専門家に依頼することも考^④える。

JICAとの協議は二〇〇二年四月から継続して行われ、プロジェクトに関する Project Design Matrix (PDM)、費用の詳細を記載する経理書類の作成を行い、同時にプロジェクトの内容・日程などを一つ一つ決めていった。その間、カンボディア王国弁護士会には弁護士養成校の設立委員会を設置してもらい、同委員会と同校の教授の選定、カリキュラムの作成、学校設置場所の選定などについて打ち合わせた。現地へは六月から毎月複数回日弁

連側のメンバーが赴き、打ち合わせをするとともに、メール、ファックスのやりとりが頻繁に行われている。そして、七月七日から一〇日にかけてJICAのカンボディア王国開発パートナー事業「弁護士会司法支援プロジェクト」実施協議調査団に参加し、現地での最終的な聴き取り調査に同行するとともに、日本・カンボディア王国間の国際約束を経て七月一〇日に無事プロジェクトの内容の合意文書である Record of Discussions がJICAおよびカンボディア王国弁護士会間で締結された。これにはカンボディアの司法省および日弁連が証人として署名に加わった。

以下、各プロジェクトの概要を説明する。

2 弁護士養成校

カンボディア王国弁護士会では、最近数年間、例外的な場合を除いて新規弁護士の登録を認めていなかった。同弁護士会の意見は、弁護士法上、適切なトレーニングを受けることが新規弁護士の要件であるが、そうしたトレーニングセンターを設立することができない、というものであった。しかし、弁護士の養成が法の支配実現のために急務であり、カンボディア王国弁護士会は内外から批判されていた。そうした中で、二〇〇一年九月一四日にフン・セン首相が政令に署名し、弁護士養成校（正式名称は、「Center for Lawyers Training and Professional Improvement of the Kingdom of Cambodia」）を設立する法的根拠ができた。その後、

カンボディア王国弁護士会は、いくつかのドナー機関に資金援助を依頼したが、弁護士会に批判的なドナー機関からは、支援を受けることはできなかった。

日弁連も、二〇〇〇年末より、カンボディア王国弁護士会から支援の依頼を受けていたが、当時はJICA開発パートナー事業に応募することを考えていなかったことから、難しいと回答していた。

ところが、小規模開発パートナー事業が開始し、その経験を通じて技術的な支援なら可能であると考え、またJICA開発パートナー事業を知ったことから、この事業に採択されることを条件として支援することにした。その後の経緯は前述のとおりである。カンボディア王国弁護士会への協議を通じて決定された弁護士養成校の枠組みは次のとおりである。

- ① 教育の基本方針は、弁護士としての実務的知識・技術を訓練し、併せて弁護士倫理を徹底することとする。
- ② 訓練期間は、一カ月で、八カ月間は養成学校での授業およびリーガルクリニックでの研修を中心とし、二カ月間は弁護士事務所、NGO事務所などでの実務研修、最後の一カ月は養成校で卒業試験準備とする。最初の一カ月が入学試験期間であるので、学校は一年を単位として活動する。
- ③ トレーニーの人数は、当初五〇名とする。しかし、内外からの批判にこたえるように二年目以降増員することを提言し

ている。

- ④ 組織は、校長、事務局長、総務部長、教育部長、スタッフ三名である。
- ⑤ 場所は、プノンペン大学法経学部の教室およびオフィスを借りる。
- ⑥ カリキュラムは、裁判実務の充実に重きを置き、民事訴訟法、民事弁護、刑事訴訟法、刑事弁護、裁判（カンボディアでは刑事・民事両方）における検察官の役割、行政訴訟法といった訴訟法の授業を複数設けた。その他、弁護士倫理、人権およびNGO法などの特徴的なコースも加えている。授業数は、八カ月で約五八〇時間であるが（当初カンボディア側から九三九時間という提案があったが、協議の結果相当減らした）、自宅起案およびリーガルクリニックでの実務研修を加えれば、相当ハードな訓練となる。
- ⑦ 教授法は、事例研究（ケース・メソッド）を中心とし、事例集（ケース・ブック）および起案による研修を実施することとし、テキストは、法律の説明、事例、文例（例えば、裁判で使用される参考文例）の三部構成で作成する。
- ⑧ カンボディアでは、現在弁護士養成校のほかに、司法官職養成校の設立準備中である。教授陣の人材不足、教授内容が類似であることなどを考えると、同校との密接な協力が望ましい。

⑨ 入学試験は公正に行わなければならない、これが日弁連の支援継続の前提である。

日弁連では、上記のプロジェクトについて、カリキュラム・テキスト作りについて既に助言し、各科目ごとにチューターを配置して技術指導を実施している。例えば、何時間かは日弁連派遣のチューターがカンボディアの教授のトレーニングも兼ねて、養成校で授業することを検討している。また、学校の運営についても、適宜助言を開始している。例えば、場所の調達でも、日弁連が大関係者と交渉して側面から支援しており、職員の採用面接にも立ち会っている。さらに、入学試験についても、公正な試験の実施方法について助言するとともに、試験当日はオブザーバーを派遣した。それ以外でも、資料の調達など幅広く支援している。

養成校は、二〇〇二年一〇月二八日に無事開校し、おおむね順調に滑り出している。

3 リーガルクリニック

リーガルクリニックは、法律相談所であり、弁護士養成校に付設される。クリニックには、養成校のトレイニーが弁護士とともに法律扶助事件（貧困層からの法律相談事件）を担当し、相談への立ち会い、必要な文書の準備、さらに裁判事件では裁判傍聴をする。リーガルクリニックでの訓練は、最初の年は養成校の三カ月目か四カ月目から開始される。同クリニックオフィスは、室長、

フルタイムのスタッフ弁護士、支援弁護士、スタッフで構成され、場所はやはり養成校同様大学のオフィスを借りることにしている。

日弁連では、組織作り、相談、裁判実務やカリキュラム作りなどの技術支援を行っており、毎月チームメンバーを現地に派遣を計画している。

4 弁護士継続教育セミナー

弁護士養成セミナーは、JICA小規模開発パートナー事業で実施したセミナーの継続として、年間四回、現在の弁護士の継続教育を行うものである。ただし、このセミナーには養成校のトレイニーも必須科目として参加することが期待されている。

テーマは、やはり民事訴訟における弁護士の役割（民事弁護）を中心とする。また、セミナーを通じて裁判で使用する文例集も作成したいと考えている。民事訴訟を選択したのは、JICA小規模開発パートナー事業と同様に、JICA民事訴訟法起草チームが起草している新民事訴訟法を利用させていただくことが可能だからである。⑩ 第一回のセミナーは、二〇〇三年一月に行われる。また、法律扶助事件を担当する弁護士が不足していることから、日弁連はカンボディア王国弁護士会に対して、研修の意味を兼ねて、一年目の弁護士に扶助事件を十数件担当することおよび弁護士継続教育セミナーに参加することを義務付けるように提言している。

5 ジェンダー

カンボディアでは、Domestic Violence (DV) や人身売買の問題が社会問題となっている。また、女性の弁護士の数も少なく、その地位も高いとはいえない。そこで、プロジェクトでは女性弁護士の育成を通じて、上記のジェンダー問題に取り組むことを計画している。具体的には、現地での調査、本邦での研修および現地でのシンポジウムを予定している。

6 最後に

今回のカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトでは、三年間の間に延べ一〇〇名以上の弁護士を現地に派遣することになる。同じ弁護士が行く機会も多いが、それでも相当数の弁護士が現地で司法支援の現場作業に従事することになる。日弁連は、カンボディアで将来の弁護士となる人材の育成と同時に、将来の国際司法支援活動に従事する日本の弁護士の人材育成の良い機会であると考えている^①。前述のように、プロジェクトでは相当の作業量が予想され、毎月複数名の現地派遣をすることになるが、それに耐えるだけのチームアップ中である。事務監理チームのチームアップに際して、日弁連国際司法支援活動弁護士登録制度に登録している約一〇〇名の弁護士に回覧したところ、多くの応募が短時間で集まり、その中から六名の方を選任した。さらに、現在一〇〇名ほど登録している国際司法支援活動弁護士登録制度を、

経験、専門分野などにより振り分ける等の方法でより充実させ、専門家の養成・登録を進める予定である。

プロジェクトには必ず目標がある。上記目標とともにプロジェクトの具体的目標も設定される。今回のカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトでも、弁護士養成校・リーガルクリニクの基盤整備、弁護士継続教育セミナーの充実およびジェンダーに従事する弁護士の育成プロセスの制度設計が具体的な目標であり、三年間でその任務を終える。そこで、三年間のプロジェクトの終わらせ方を、始まる前から検討しておかなければならない。それも安易にJICAその他のファンドから継続的な資金援助を受けることを終わらせ方とすることは、極めて不安定であると同時に発展性に欠ける。

国際的な協力活動は継続的なものでなければよい効果は得られない。しかし、永続的な支援はカウンターパートの自立を阻害する可能性がある。自立促進が国際的支援の基本でなければならず、日弁連では、カンボディア王国弁護士会の強化を通じた支援を基本に、同弁護士会の自立(sustainability)に重きを置いて協力する予定である。現在、私が終わらせ方と考えているシナリオは以下のとおりである。

① 弁護士養成校を裁判官・検察官の司法官職養成校と合併し、国立の法曹養成学校とする。

② 二年目以降、他のドナー機関の協調参加を呼びかけ、複数

のドナーによる継続的な支援形態を確立する。実際に、世界銀行、SIDA（スウェーデン）、CIDA（カナダ）、French Cooperation等の国際機関・各国援助機関が興味を示している。

(8) JICAの開発パートナー事業とは、民間団体、特にNGO、大学、地方自治体などの非営利団体のODA事業への参画を促進し、国民参加の裾野を広げていくために、一九九九年に予算化された枠組みによる事業である。事業はJICA事業となり、JICAが各団体と委託契約を結ぶ。事業対象分野は、社会開発、環境保全、知的支援の三分野で、法整備は最後の知的支援に列挙されている事業の一つである。案件には、公募型と先方政府の要請によるプロジェクト案を団体が提案する公示型がある。事業規模は、三年間で予算は総計一億円程度となっている。ただし、二〇〇二年には制度の見直しが行われている（いずれもJICA資料による）。

(9) リーガルクリニックは、法律扶助制度の構築という点では直接的ではないが、「可能な支援」ということを検討するなかで、まずリーガルクリニックから始めようということになった。これも小さな成功を大きくつなげよう、というプロジェクトの指針につながっている。また、法律扶助プロジェクトでは、財団法人法律扶助協会の支援を受けることで同協会の了解をいただいているが、同協会主催には、アジアの法律扶助に関するシンポジウムをプノンペンで開催する予定である。

(10) 日弁連では、既に二〇〇一年三月に「国際協力活動基金」を設置し、同基金のもとで、日弁連の一般会計とは切り離された形で、法整備支援活動資金を管理している。

(11) JICA本体のプロジェクトとNGOへ委託したプロジェクトが関連する例である。

(12) 筆者が常々言っていることだが、法整備支援活動に従事する弁護士は、先進国での契約交渉などとは異なり、発展途上国や移行経済国およびそこに生活している人々に対する深い愛情と、その国の司法制度の改革ひいては人権擁護の確立という活動に情熱を傾注できることが不可欠の条件とな

る。そのためには、支援対象国の政治、経済、社会および法文化を容れ、十分理解しようとする謙虚さが要求される。また、自分だけの判断に偏らず、広く対象国の専門家の意見を聴取し、関連文献を精査するなどの地道な調査研究をする能力が求められる。また、各種の法整備支援活動の理解と相互協力、法律の専門性とリーガルマインド、スケジュールの調整力、語学力という様々な能力が必要である。今回のカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトを通じて、こうした弁護士が一人でも多く育つことを望んでやまない。

(13) 日弁連は、法整備支援に参加する弁護士のプールとして、一九九九年九月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」を設立した。日弁連は、こうした弁護士に対する国際司法支援への参加要請に的確に応え、より良い支援活動を実施するために、日弁連が情報の基地（ハブ）となって国際司法支援活動に参加する弁護士間の情報の交流・交換の機会を提供できるように登録制度を設立したのである。日弁連では、登録制度に登録を希望する会員の登録申込書をデータベースに入力した上でこれを管理し、国際司法支援活動に関して、国際機関、諸外国などから弁護士の推薦の依頼があった場合は、登録された会員に対してその情報を提供して希望者を募るか日弁連に登録者の中から適当な人材を推薦している。現在、この登録制度には約一〇〇人の弁護士が登録しており、カンボディア、ベトナムへのJICA長期専門家および短期専門家などの派遣に有効に活用されている。

五 あとがき

すべては一つの小さいきっかけから始まる。日弁連のカンボディア王国弁護士会プロジェクトも、最初は一九九六年に日本に研修で来たカンボディアの法曹関係者との出会いに始まる。当時の研修生には、現在、司法省次官、同省次官補、選挙管理委員会委員長、プノンペン大学法経学部学部長を務めている人たちがいる。

筆者を含め私たちは、その間どれほど成長しただろうか。しかし、わずか数人で始めた国際司法支援活動の種が、現在何十人も弁護士を派遣するまでになったことで少しの成長の証としたい。

他方、弁護士にかぎらず、これらの法律家に課された使命も大きい。松島洋会員は、「軍事的貢献を憲法上の課題としないと決めた日本の今後の国際協力を考えたとき、人的協力として果たすべき期待される法律家の役割と今日までに現実に果たしてきた役割とのギャップをどのように埋めていくかが大きな課題である。」と述べられているが、その言葉をもう一度考える必要があると思う。

(14) 「国際交流」松島洋会員執筆部分(日弁連五十年史三三〇頁)。



ロジ担より愛をこめて

—カンボジア弁護士会支援プロジェクト奮闘記—

東京弁護士会会員 田中みどり

日弁連は、国際交流委員会を中心として、JICAからのファンドでカンボジア弁護士会支援プロジェクトに精力的に取り組んでいる。が、実は、日弁連にとって、このような大々的な国際協力活動を主体的に作り上げていくこと自体が初体験であり、文字どおり、日々悪戦苦闘の毎日である。そこで、このコーナーではプロジェクトにかかわる面々の奮闘ぶりの一端を紹介したい。

— JICAファンドで運営されているとはいえ、各弁護士の経費としては航空券と宿泊代程度しか出ない。しかも、購入可能な航空券はエコノミークラス限定であり、「差額自己負担」でのビジネスクラス購入でさえも許されない。ビジネスクラスに乗りたければ、自分で貯めたマイルレージ特典を利用するしかないので、急に、熱心なマイルレージコレクターとして目覚める者も少なくない。

— JICAファンドで経費を出せない現地出張も日常化しており、その場合は100%自己負担となる。予算上の限界があったり、予算の手当てがつくのを待っているのは時機を失するので「必要性」があれば即時に自己負担で現地に行くことが決定されるのである。おかげで、今まで何回、100%自己負担の「週末3日」出張を繰り返したのか……。

— JICAファンドで行く場合には、各弁護士に日当や謝金が支払われるが、内情は、学生バイト以下、雀の涙程度の微々たる金額にすぎない。予算の上限があり、盛りだくさんの企画にすると、派遣される一人一人に支払われる金額

は、必然的に圧縮されるわけである。しかし、日当額でクレームをつけてくる者は一人もいない。

— 本プロジェクトでは、現地関係者との様々な密接な協議が不可欠であり、本来の予定以外にも必要があれば現地に飛んで行かなければならない。イレギュラーな出張の場合に好まれるのは、金曜日の夜成田発→土曜日の朝プノンペン着→日曜日の夜プノンペン発→月曜日の早朝成田着という最短日程である。これならば、日常業務にそれほど支障が出ないし、現地でも土日フルに使って協議ができるし、「日本の感覚」を失う前に帰国できるので便利である。ただし、帰国便はオーバーナイトフライトなので、その後の疲労は相当なものであるが、弁護士たる者、優先すべきは依頼者や裁判日程であって、「後の疲労」のことは考えてはならない。

— 通常の場合は6日間程度の出張日程となるが、超多忙な弁護士たちは、現地滞在中といえどもFAXやインターネットを駆使して寸暇を惜しんで自分の仕事に励む。しかし、カンボジアの通信インフラ環境は万全ではないし、通信料金も高額なので、毎回大騒動である。現地にアクセスポイントがないプロバイダーを利用しての弁護士は、インターネット用電話回線使用料として、出張のたびに毎回ホテルに数百ドルの国際電話料金を支払っている。

……このように、本プロジェクトは、家族との週末の団楽を返上し、劣悪な労働条件をもちとわれない弁護士の熱意と情熱によって支えられているのである。